

学校ボランティア用傷害保険 仕様書

1. 事業名称

学校ボランティア用傷害保険

2. 事業内容

本事業は、港区役所が、港区内の大阪市立の幼・小・中学校において配置する有償のボランティアサポーターの活動を対象として、適用する傷害保険とする。

対象のボランティア事業は、次のとおりとする。

	ボランティア事業名	ボランティア事業の概要	対象
1	別室登校等サポート	不登校及び不登校傾向のある児童を対象として、登校支援や別室登校支援等を行うサポーターを配置。	小学校
2	不登校生徒支援事業	不登校及び不登校傾向のある生徒を対象として、登校支援や別室登校支援を行うサポーターを配置。 また、学校内のこどもの居場所において見守り活動を実施。	中学校
3	学校生活臨時サポート	発達障がいのある児童生徒を対象に、臨時的なサポートを実施。見守り、安全の確保、自傷などの危険な行動、他者への攻撃的行動等を防止。	小学校 中学校
4	多文化共生サポート (帰国・来日等の児童・生徒支援)	日本語で日常会話が十分にできない児童・生徒及び、日常会話ができていても学年相当の学習言語能力が不足し、学習活動への参加に大きな支障が生じている児童・生徒へサポーターを配置。	小学校 中学校
5	発達障がいサポート	発達障がい等のある園児のうち、行動面で特に支援が必要とされるADHD等の重度な園児を対象にサポーターを配置。 見守り、安全の確保、自傷などの危険な行動、他者への攻撃的行動等を防止。	幼稚園
6	学校行事等安全確保サポート	教員等の配置が少ない小規模校等において、学校行事等の際に教職員の対応が困難な場合、こどもの安全を確保するため、校内・校外を問わず、補助するサポーターを配置(修学旅行や林間学習等の国内での泊行事を含む)。	小学校 4校 (八幡屋、築港、港晴、池島) 中学校 2校 (港、築港)
7	その他 上記に準じるもの	その他 上記に準じるもの	小学校 中学校

3. 保険種目

傷害保険

4. 補償内容等

災害死亡補償	(傷害)	10,000,000 円	
	(疾病)	1,000,000 円	
後遺障害補償	(傷害)	10,000,000 円	
	(疾病)	1,000,000 円	
療養補償	入院 日額	(傷害)	5,000 円
		(疾病)	500 円
	手術	(傷害・疾病)	手術の種類により入院日額の 10 倍・20 倍・40 倍
	通院 日額	(傷害)	3,000 円
		(疾病)	300 円

- (1) 往復途上の補償あり
- (2) 自己負担額なし
- (3) 疾病については以下の補償内容とする。
 - ① 熱中症(日射病および熱射病等)
 - ② 脱水症
 - ③ 細菌性食中毒

5. 補償期間について

令和8年4月1日～令和9年3月31日とする。

6. 保険料の支払いについて

- (1) 保険料を4月中旬以降から4月30日までに支払うことで、補償期間は令和8年4月1日からとする。
- (2) 現金での支払いではなく、大阪市所定の請求書による振り込みとする。

7. 加入者(団体)の状況

- ・ サポーターの実人数 90名(延べ人数 2,500名程度)
- ・ 1日あたりの最高実稼働人数 18名(ただし、従事の多かった令和7年5月及び11月の実績より)
- ・ 日数 240日(例:4月7日に3名が従事した場合、日数は1日としてカウント)
- ・ 延べ時間数 10,355時間程度
- ・ 年齢 制限なし

8. その他

- ・ 本仕様を満たすために複数の保険を組み合わせることは可とする。
- ・ 見積りの提出に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義がある場合は質問期間内に指定の方法により質問し、その内容を熟知の上、見積書を提出するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- ・ 別添各種特記仕様書を遵守すること。
- ・ 本案件の契約の締結については、令和8年度予算が成立したことを条件とする。

9. 事業担当

港区役所協働まちづくり推進課(教育・人権啓発グループ)

担当:吉村

大阪市港区市岡 1-15-25 港区役所 5階 53番窓口

電話 06-6576-9975 FAX 06-6572-9512